

令和7年度児童手当の多子加算 に関するお知らせ

令和6年10月からの児童手当制度改正に伴い、多子加算の算定対象となる22歳年度末までの子が3人以上いる受給者のうち、令和7年度分の多子加算適用に伴う手続きが必要な人を対象に現況の確認を行います。

3月上旬に申請の案内を郵送しますので、案内がお手元に届いた人は、内容を確認のうえ、申請期限までに手続きをしてください。期限までに提出がない場合は、多子加算が受けられない月が発生しますので、ご注意ください。

申請が必要な人（次のいずれかに該当する人）

● 18歳年度末到達後（高校卒業後）も、監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護と生計費の相当部分の負担をしていて、引き続き、多子加算を受けようとする場合。

必要な届け出

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書
- ・ 額改定認定請求書・額改定届

● 子の通学先が二年制大学や専門学校等により、22歳年度末より前に卒業を迎える場合、卒業後も監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護と生計費の相当部分の負担をしていて、引き続き、多子加算を受けようとする場合。

必要な届け出

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

（※）下記の場合も届け出をお願いします。

18歳年度末以降から22歳年度末までの多子加算算定対象の子について、途中で監護・生計関係がなくなった場合や住所や氏名等が変更になった場合。
詳しくは、福祉課へ問い合わせください。

【申請期限】

4月16日(水) 必着

【問い合わせ】

福祉課福祉総務係 ☎ 23-3248

2 児童手当の多子加算に関する
お知らせ

3 春のイベント2025

4 ボトルt o ボトル水平リサイクル
に関する協定締結

6 市長施政方針

10 ちょっこしレシピ/シリーズ人権

11 DX紹介/ぐるっとYasugi号

12 たうんとびっくす

14 健康の窓

15 新刊図書紹介

16 ジョーホーの森

まちのタカラ（裏表紙）

別刷 市民カレンダー

4月の行事／日曜日・祝日診療など

今月の表紙

〇〇鬼を退治

イラストの泣き虫鬼やおこりんぼ鬼を退治しようと認定こども園広瀬の園児たちが新聞紙でつくった豆で楽しくにぎやかに豆まきしていると、金棒を持った実物の鬼がやってきました。

さっきまでの笑顔が一変し、大騒ぎに。中には先生にくっついて泣き出してしまいう子も。最後はみんなで力をあわせ、鬼を追い払うことができました。

撮影日／2月3日

場所／認定こども園広瀬

